

規制の事前評価書

1. 政策の名称

認可特定保険業者に係る制度整備

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課保険企画室

3. 評価実施時期

平成 23 年 3 月 11 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

特定保険業については、平成 17 年の保険業法改正において、

- ・ 保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用する、
- ・ 保険業法上の新たな枠組みとして、一定の規模の範囲内で少額・短期の引受けのみを行う者について「少額短期保険業者」の制度を創設する、

等の措置が講じられた。

② 問題点

平成 17 年の保険業法の改正により、特定保険業を行っている団体は、少額短期保険業者への移行等、保険業法に即した対応を求められることとなったが、改正前から特定保険業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在している。

また、公益法人については、公益法人制度改革により、平成 25 年 11 月までに、新法人（一般社団／財団法人等）に移行することとなり、新法人移行後は、そのままの形態では、特定保険業を行うことができない状況にある。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

上記の問題に対応するため、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 51 号）」において、平成 17 年の保険業法改正前から特定保険業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、当分の間、行政庁の認可を受け、その実態に即し

た監督の下での事業の継続を可能とする「認可特定保険業者」制度が導入されたところであり、同制度を実施するために必要な細目的事項を整備する必要がある。

なお、仮に本制度整備を行わなかった場合、認可特定保険業者制度が機能しないため、特定保険業を行っていた団体等がその特定保険業の継続を図ることができないこととなる。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

- ① 保険業法施行令の一部を改正する政令附則第1条の2、第1条の3、第1条の4
- ② 保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令附則第2条～第4条
- ③ 認可特定保険業者等に関する命令第2条、第4条、第5条、第7条～第17条、第19条～第35条、第37条～第70条、第72条～第84条、第86条～第104条

(3) 規制の新設又は改廃の内容

認可特定保険業者に対して、以下のような規制を課すこととする。

認可申請書の添付書類等	認可申請書の添付書類、事業方法書・普通保険約款・保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項等を規定
財産的基礎・事業方法書等の審査基準	財産的基礎、基準事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書に係る審査基準を規定
資産運用の方法	資産運用の方法として、一定の有価証券、預貯金、一定の金銭信託及びその他行政庁の承認を受けた方法等を規定
業務運営に関する措置	業務の健全かつ適切な運営を確保するために講ずべき措置として、重要な事項の顧客への説明を確保するための措置、内部規則等の整備等を規定
業務報告書・財務状況等の開示	行政庁に提出する業務報告書の記載事項及び財務状況等の開示事項を規定
責任準備金	責任準備金について、保険料積立金、未経過保険料、異常危険準備金及び契約者配当準備金の区分に応じて積み立てること並びにこれらの準備金の積立て方法等を規定

その他の準備金	契約者配当及び契約者配当準備金についてその積立基準等を、価額変動準備金についてその対象資産及び積立基準等を、支払備金についてその積立て方法を規定
保険計理人	保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者の要件、保険計理人が関与すべき事項等を規定
保険代理業の範囲	保険代理業の委託元の範囲及びその業務の範囲を規定
組織再編関係	保険契約の包括移転について移転対象とならない保険契約を、認可特定保険業者の解散等についてその認可をしない理由とならない保険契約を規定するとともに、組織再編（保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け、解散及び合併等）に係る認可申請書の添付書類や公告事項等を規定
募集規制	保険募集の際に顧客に対して説明すべき事項、保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為、保険契約の申込みの撤回等ができない場合等を規定

5. 想定される代替案

認可特定保険業者が毎決算期において積み立てなければならない責任準備金について、保険料積立金^(*1)、未経過保険料^(*2)、異常危険準備金^(*3)、契約者配当準備金^(*4)に区分し、それぞれ必要な額を積み立てなければならないこととしているが、これに代えて、当該事業年度に収入した保険料の額から当該事業年度に支出した保険金等の額を控除した額を責任準備金として積み立てることとする。その他の事項は本案と同様とする。

(*1) 保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

(*2) 未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額

(*3) 保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額

(*4) 契約者配当に充てるために積み立てる準備金

6. 規制の費用

(1) 遵守費用

① 本案

認可特定保険業者において、認可の申請等に伴う費用、適切な業務運営を確保するための態勢整備等に伴う費用、業務報告書の作成・財務状況等の開示に伴う費用、責任準備金をはじめとする各種準備金の積立に伴う費用、保険計理人の選任に伴う費用及び適切な保険募集を行うための措置等に伴う費用が発生する。

② 代替案

代替案における責任準備金の積立方法は簡便であるため、本案による責任準備金の積立に関して発生することが見込まれる費用（保険料積立金、未経過保険料、異常危険準備金及び契約者配当準備金のそれぞれについて発生する、保険数理に基づく積立所要額の計算等に伴う費用）が軽減される。その他の費用は本案と同じ。

(2) 行政費用

① 本案

認可特定保険業者の業務を監督する行政庁において、認可等の審査に伴う費用や認可特定保険業者の業務の健全性を確保するための検査・監督に伴う費用が発生する。

② 代替案

代替案は、将来発生が見込まれる保険金等の額に応じた額を責任準備金として積み立てる方法とはなっていない。このため、認可特定保険業者の財務の健全性を維持するために、積み立てられた責任準備金の額や保険金等の支払の原資となる保険料の額が、保険契約者に対する将来債務として合理的な予測に基づき算定される額に照らして適正な水準を満たしているかどうかについて、詳細な検証等を行うことが必要となる。本案の費用に加えて、これらに伴う費用が行政庁において発生することとなる

(3) その他の社会的費用

① 本案

特段の社会的費用は発生しない。

② 代替案

責任準備金は、将来の保険事故の発生の際に負うこととなる保険給付の債務を現時点で評価し、これを負債として積み立てるものである。この点、代替案は、この将来履行すべき債務の額に応じた積立方法となっていないため、将来的に、保険給付の履行に支障を来すおそれが高いも

のとお考える。また、この将来の保険給付の履行を確保するため、あらかじめ保険料を高額に設定しておくことで、その履行能力の脆弱性を補完することも考えられるが、この場合、保険契約者から保険料を過大に徴収することとなるため、保険契約者の保護の観点から問題があるものとお考える。

7. 規制の便益

(1) 本案

認可特定保険業者制度が整備されることにより、特定保険業を行っていた団体については、行政庁の認可を受けることで、一定の規制・監督の下で特定保険業を継続することが可能となるとともに、当該規制・監督による適正な業務運営を通じて保険契約者等の保護が図られることとなる。

(2) 代替案

認可特定保険業者制度が整備されることにより、特定保険業を行っていた団体等については、行政庁の認可を受けることで、一定の規制・監督の下で特定保険業を継続することが可能となるものの、将来的に、保険給付の履行に支障を来すおそれが高くなる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案においては、認可特定保険業者が規制に適合するための遵守費用や、検査・監督に伴う行政費用が発生することとなる。

一方で、認可特定保険業者制度が整備されることにより、特定保険業を行っていた団体については、行政庁の認可を受けることで、特定保険業を継続することが可能となるとともに、当該規制・監督による適正な業務運営を通じて保険契約者等の保護が図られるという便益が見込まれる。このような便益は、遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回るものとお考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案は、遵守費用については本案より優れているものの、行政費用及び規制の便益において本案よりも劣る。また、その他の社会的費用については、本案では、保険数理に基づく堅実な計算方法により将来発生が見込まれる保険金等の額に応じた額を責任準備金として積み立てることとしているため、代替案のような費用は特段発生しないものとお考えられるものの、代替案は、保険給付の履行に支障を来すおそれが高いため、保険契約者等の保護の観点から問題があるとともに、ひいては認可特定保険業に対する

信頼を損ねる可能性があるものとする。

以上より、代替案より本案が優れているものとする。

9. 有識者の見解その他関連事項

なし。

10. レビューを行う時期又は条件

「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、特定保険業に係る制度について検討を加えることとしている。